

調査票

領域	テーマ	目的	価値枠	指標案	適切性	実行可能性	備考
産業保健活動全般	事業所特性に応じた労働衛生活動の展開	事業所に適した衛生管理と健康確保の推進	構造	1.事業主が労働者の安全健康に責任を持っている。	3 2 1 0		B1
				2.安全衛生に関する規定・計画が策定されている。	3 2 1 0		
				3.産業保健スタッフが選任されている。	3 2 1 0		
				4.事業所外に産業保健相談窓口がある。	3 2 1 0		
				5.職場巡視が実施されている。	3 2 1 0		
				6.作業管理、作業環境管理に関する情報が整備されている。	3 2 1 0		
			プロセス	7.事業主が事業所に適した保健活動の重要性を認識している。	3 2 1 0		B2
				8.法令順守を基盤とした職能に応じた役割分担と連携が確立している。	3 2 1 0		
				9.事業所特性に応じた職場巡視法の確立と適切な実施がなされている。	3 2 1 0		
				10.産業保健スタッフ別の作業管理、作業環境管理情報の取り扱い方法が検討されている。	3 2 1 0		
			結果1	11.事業主に産業保健に関する適切な問題認識ができる情報を提供している。	3 2 1 0		B3
				12.規定・計画策定に必要な情報を整理している。	3 2 1 0		
				13.各保健スタッフの役割の明確化と連携方法を確立している。	3 2 1 0		
				14.職場巡視実施に必要な情報が整理されている。	3 2 1 0		
				15.職場巡視実施要領を確定している。	3 2 1 0		
				16.各種関連情報の特性が認知されている。	3 2 1 0		
			結果2	17.事業主の産業保健に関する方針が表明されている。	3 2 1 0		B4
				18.安全衛生規定・計画を整備している。	3 2 1 0		
				19.職場環境改善に有効な情報が含まれた職場巡視記録を作成している。	3 2 1 0		
				20.機密情報・開示情報の適切な範囲が策定されている。	3 2 1 0		
			結果	21.事業所特性に応じた保健活動が展開できる体制・仕組が確立している。	3 2 1 0		B5
				22.職種に応じた必要情報の入手と活用がなされている。	3 2 1 0		
			<ご意見・代替案> G1				
職業性疾病の発生防止	職業性疾病の予防・	構造	23.予測される災害・疾病防止に適切な作業環境測定等を実施している。		3 2 1 0		B5
			24.使用有害物質等の基準に応じた取り扱い責任者等担当者の育成及び選任を行っている。		3 2 1 0		
		プロセス	25.予測される災害・疾病防止に適切な作業方法を導入している。		3 2 1 0		B6
			26.予測される災害・疾病防止に適切な労働衛生教育を実施している。		3 2 1 0		

領域	テーマ	目的	価値	指標案	適切性	実行可能性	備考
産業保健活動全般	職業性疾病の発生防止	職業性疾病の予防・悪化防止	□セー	27.予測される災害・疾病防止に必要な健康診断・就業上の措置を実施している。	3 2 1 0		
				28.有害業務とその発生状況が確認されている。	3 2 1 0		B7
				29.職場環境改善策が検討されている。	3 2 1 0		
				30.作業方法・作業管理方法を検討している。	3 2 1 0		
				31.労働衛生教育に必要な内容を吟味している。	3 2 1 0		
				32.適切な労働衛生教育を実施している。	3 2 1 0		
				33.特殊健診受診率が向上している。	3 2 1 0		
				34.適正配置が増加している。	3 2 1 0		
				35.作業環境測定結果が改善している。	3 2 1 0		
				36.職場巡視結果における有効な改善事項が増加している。	3 2 1 0		
				37.生物学的指標、暴露濃度が改善している。	3 2 1 0		
就業継続可能な健康と労働の調整	就業継続可能な健康と労働の調整	構造	プロ	38.労働衛生教育の理解度が向上している。	3 2 1 0		B8
				39.労働衛生教育内容が業務に反映している。	3 2 1 0		
				40.特殊健診有所見率が抑制ないし減少している。	3 2 1 0		
				41.職業性疾病新規発生数が軽減する。	3 2 1 0		
				42.職業性疾病悪化率が軽減している。	3 2 1 0		
				〈ご意見・代替案〉 G2			
				43.健康状態に応じた労働の調整を検討する基盤がある。	3 2 1 0		
				44.健康状態に応じた労働を調整する方法が検討されている。	3 2 1 0		
				45.対象者と職場が納得できる健康状態に応じた業務が提案されている。	3 2 1 0		
				46.労働内容に応じた健康評価基準が設定されコンセンサスが得られている。	3 2 1 0		
				47.健康状態に適した業務が精選され創出されている。	3 2 1 0		
				48.適性に応じた職場での就業が増加する。就業継続率が向上あるいは維持される。失業が抑制される。	3 2 1 0		
				49.就業継続可能な健康と労働の調整がなされている。	3 2 1 0		
				〈ご意見・代替案〉 G3			

領域	テーマ	目的	価枠	指標案	適切性	実行可能性	備考
メンタルヘルス	業務関連のストレスによるメンタルヘルス不調の抑制	業務上ストレスをコントロールして生き生きと働く労働者が増加する	構造	50.メンタルヘルス対策の予算を持っている。	3 2 1 0		B11
				51.事業所内外の専門医師や心理専門職が活用できる体制がある。	3 2 1 0		
				52.傷病休業の補償制度がある。	3 2 1 0		
			プロセス	53.労働者自身が活用できるストレスチェックのシステムや機会の提供がある。	3 2 1 0		B12
				54.メンタルヘルスに関する現状分析がなされている。	3 2 1 0		
				55.計画に基づいた労働者・管理職向けのメンタルヘルス対策を行っている。	3 2 1 0		
				56.ストレス減となる職場環境要因の特定と改善策の策定がなされている。	3 2 1 0		
				57.安全衛生委員会等でのメンタルヘルス対策が検討されている。	3 2 1 0		
				58.管理職の職場の課題の理解と職場での課題に関する意見交換がなされている。	3 2 1 0		
				59.心の健康づくり計画が策定されている。	3 2 1 0		
				60.事業所内外の専門スタッフの適切な活用方法が検討されている。	3 2 1 0		
				61.休業中の適切な対応方法・復帰までの段取りの策定とその情報共有がなされている。	3 2 1 0		
			結果1	62.労働者からの相談件数増加(初期)し、その後減少する。	3 2 1 0		B13
				63.管理職等から労働者の相談が増加(初期)する。	3 2 1 0		
				64.管理職等からのマネジメントに関する対応件数が増加する。	3 2 1 0		
				65.事業所内外の相談機関を知っている労働者が増加する。	3 2 1 0		
				66.役割特性に応じた適切な求職者の復帰プロセスが調整されている。	3 2 1 0		
			結果2	67.ストレス源となる職場環境改善や業務改善策が実施されている。	3 2 1 0		B14
				68.業務に関するストレスを訴えている労働者が減少する。	3 2 1 0		
				69.円滑な職場復帰者が増加する。	3 2 1 0		
			結果3	70.メンタルヘルスの不調による休職者が減少する、自殺者数が抑制されている。	3 2 1 0		B15
				71.職場復帰後の再発率が減少する。	3 2 1 0		
過重労働	過重労働による健康障害やそれに関連した業務への支障軽減	労働者が活力を保ち生き生きと働くことができる	構造	72.過重労働対策に関する事業所の明確な方針が定められている。	3 2 1 0		B17
				73.過重労働対策に関する事業所の方針が労働者への文書等により周知されている。	3 2 1 0		
				74.労務管理部門と健康管理部門の過重労働対策に関する業務連携方法が定められている。	3 2 1 0		

〈ご意見・代替案〉 G4

領域	テーマ	目的	価値	指標案	適切性	実行可能性	備考
過重労働	過重労働による健康障害やそれに関連した業務への支障軽減	労働者が活力を保ち生き生きと働くことができる	プロセス	75.過重労働状況の的確な把握がなされている。	3 2 1 0		B18
				76.過重労働該当労働者の健康状態が把握されている。	3 2 1 0		
				77.過重労働者への適切な保健指導が実施されている。	3 2 1 0		
				78.過重労働対策推進方法に関する管理職への教育がなされている。	3 2 1 0		
				79.職場や事業主による改善や対策のモニタリング方法が検討されている。	3 2 1 0		
			結果1	80.過重労働対策に関する事業所の方針を知っている労働者が増加する。	3 2 1 0		B19
				81.過重労働により相談を希望する労働者への適切な相談対応件数が増加する。	3 2 1 0		
			結果2	82.労働者自身の状況に応じた過重労働による健康障害防止策が実践されている。	3 2 1 0		B20
				83.職場に応じた過重労働防止策が実践されている。	3 2 1 0		
			結果3	84.過重労働該当者数が減少している。	3 2 1 0		B21
				85.生活習慣病関連有所見者・メンタルヘルス不調者の過重労働者数が減少している。	3 2 1 0		
<p>〈ご意見・代替案〉 G5</p>							
生活習慣病	一般健診の有所見者の抑制	生活習慣病を予防し活力を持って就業できる	構造	86.健康診断結果や休業者の状況などの現状分析がなされている。	3 2 1 0		B22
				87.事業所内にヘルスプロモーションを検討する組織がある。	3 2 1 0		
				88.各職場に衛生推進者などの保健安全の情報提供できる担当者が選任・設置されている。	3 2 1 0		
				89.事業所としてのヘルスプロモーションに関する方針が策定されている。	3 2 1 0		
			プロセス	90.計画に基づいた健康保持対策が展開されている。	3 2 1 0		B23
				91.ヘルスプロモーション活動に参加する事業所内組織が増加している。	3 2 1 0		
				92.各事業への労働者の参加数・参加率が増加している。	3 2 1 0		
			結果1	93.保健行動を実践している労働者が増加する。	3 2 1 0		B24
				94.適正体重を保持している労働者が増加する。	3 2 1 0		
				95.自身の健康を維持する方法を知っている労働者が増加する。	3 2 1 0		
			結果2	96.健康診断の有所見率の増加が抑制される。	3 2 1 0		B25
				97.虚血性心疾患、糖尿病、脳血管疾患等による休職者数が減少する。	3 2 1 0		
			結果3	98.虚血性心疾患、糖尿病、脳血管疾患等による労働損失が減少する。	3 2 1 0		B26
				〈ご意見・代替案〉 G6			

本調査につきまして、ご意見などございましたら、ご記入下さい。

ご協力ありがとうございました。 3月6日(月)までに、返信用封筒にてご投函をお願い致します。

◆ 次年度の調査にご協力いただける可能性のある方は、下記に郵送先をご記入ください。最終研究報告書も送らせていただきます。

郵送先：〒_____

この調査に関するご質問やお問い合わせがございましたら、下記までお願い致します。

担当：東北大学大学院医学系研究科 国際看護管理学分野

連絡先： 〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL:022-717-7925 (直通) FAX:022-717-7925 E-mail: kayhirano@med.tohoku.ac.jp

